

環境の保全と創造に関する条例の一部改正（豊かで美しい瀬戸内海の再生）

理念（第140条の2）

瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生する。

施策（第140条の3）

瀬戸内海を再生するための施策を実施する。

沿岸域の環境の保全、再生、創出	水質の保全及び管理
自然景観及び文化的景観の保全	水産資源の持続的な利用の確保

事業者・県民の責務（第140条の4）

事業者・県民は、瀬戸内海の再生に努める。

栄養塩類の適切な管理（第140条の5）

施策を実施するに当たり、栄養塩類の適切な管理を行う。必要な調査及び研究を行い、施策に反映する。

第6章 豊かで美しい瀬戸内海の再生

第1節 豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施等

（豊かで美しい瀬戸内海の再生）

第140条の2 豊かで美しい瀬戸内海の再生は、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等、瀬戸内海を、その有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された海である里海とすることを旨として行われなければならない。

（豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施）

第140条の3 県は、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、前条に規定する基本的な理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（事業者及び県民の責務）

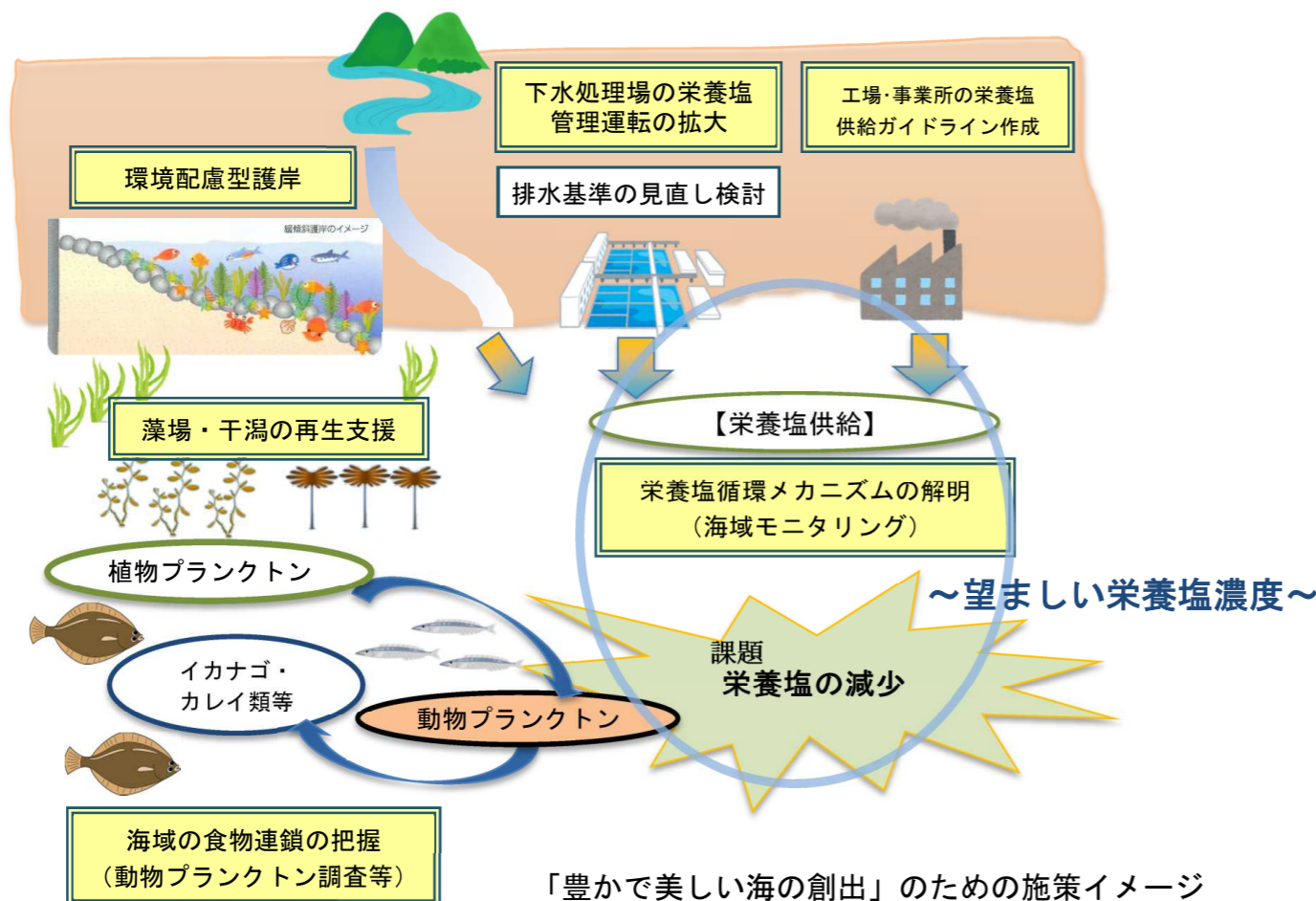
第140条の4 工場等を設置して事業を行う者、農林漁業者その他の事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動が豊かで美しい瀬戸内海の再生に寄与し得ることを認識し、その事業活動を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならない。

2 県民は、基本理念についての理解を深め、自らの生活、地域活動等を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならない。

第2節 瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理

第140条の5 知事は、第140条の3の施策の実施に当たり、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度を定め、その濃度が保持されるよう努めるものとする。

2 知事は、関係機関と連携し、瀬戸内海の海域における栄養塩類の実態の調査、生物に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究を行い、これにより得られた知見を第140条の3の施策に反映するものとする。



「豊かで美しい海の創出」のための施策イメージ

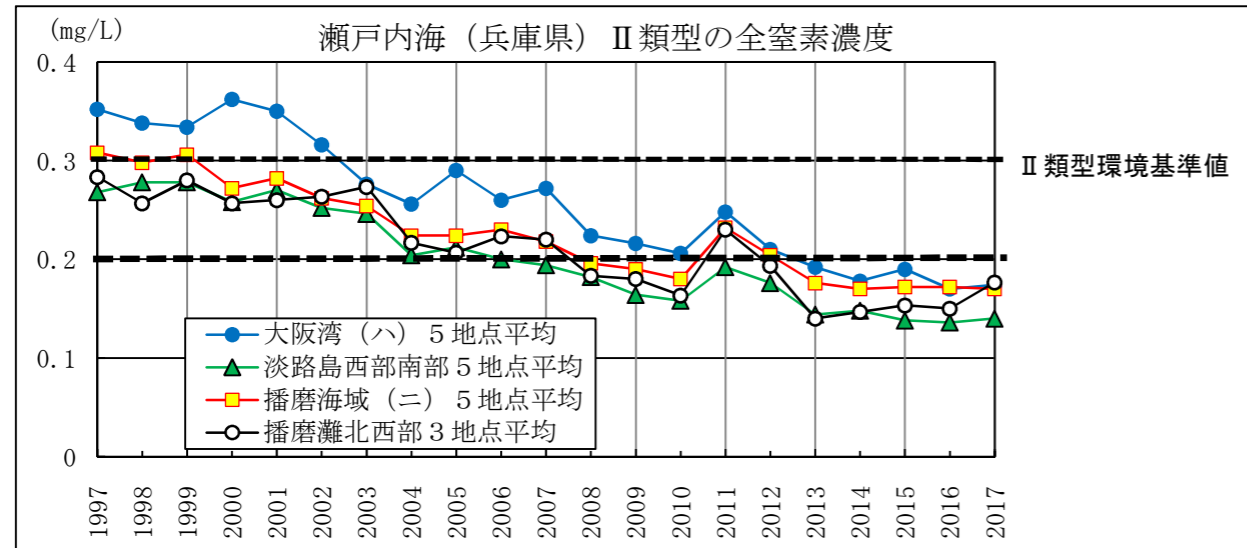
1 瀬戸内海（兵庫県）の現況

(1) 瀬戸内海（兵庫県）の水質（全窒素及び全りん）の状況

全窒素及び全りんの環境基準は、Ⅰ～Ⅳの類型ごとに基準値が定められており、瀬戸内海（兵庫県）の水域は、自然環境保全や水産等、海域の利用目的に応じてⅡ類型～Ⅳ類型に指定されている。

瀬戸内海（兵庫県）の全窒素及び全りん濃度は、高度成長期から大幅に改善し、全ての水域において環境基準達成率は100%となっている。

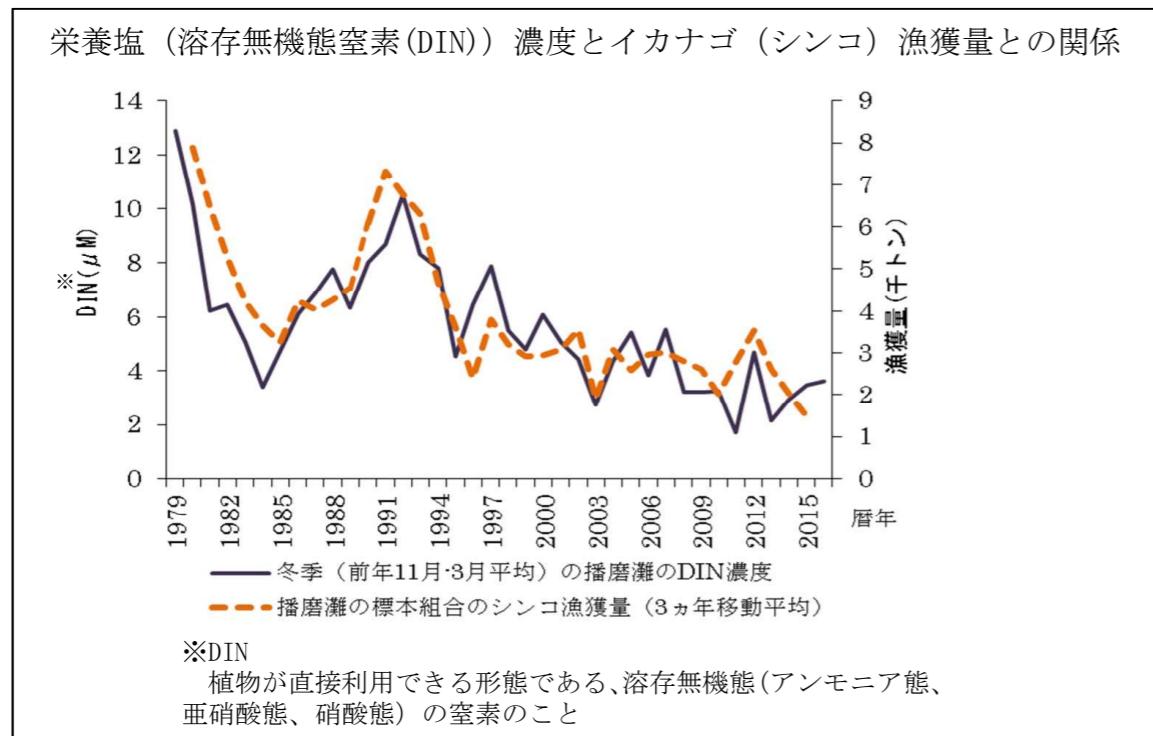
中でも、Ⅱ類型指定水域の窒素濃度は、Ⅱ類型の環境基準値（0.3mg/L）を大きく下回り、0.2mg/L未満となっている。



出典) 兵庫県公共用水域水質常時監視結果

(2) 漁獲量

瀬戸内海の代表的な魚種であるイカナゴを対象にした兵庫県水産技術センターの調査研究によれば、イカナゴの漁獲量と栄養塩濃度は同調して減少しているとされている。



出典) 兵庫県水産技術センター

(3) 豊かで美しい瀬戸内海の再生

瀬戸内海（兵庫県）の水質は高度成長期から大幅に改善された一方で、近年では漁獲量の減少がみられる。

平成27年に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法では、「瀬戸内海の環境の保全」について、水質が良好な状態で保全されるとともに、生物の多様性及び生産性が確保されるなど、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方が明確にされた。

海域の豊かな生態系の維持のためには、食物連鎖の底辺を支える植物プランクトンの栄養として、窒素やりんが不可欠である。

このため、一定の窒素・りん濃度を保つための仕組みとして、海域の全窒素濃度及び全りん濃度に関し、水質目標値（下限値）を設定することが必要である。

2 水質目標値（下限値）の設定

(1) 水質目標値（下限値）

瀬戸内海（兵庫県）の水質目標値（下限値）は、現時点の知見としては以下の数値が適当であると考えられる。

項目	水質目標値（下限値）
全窒素	0.2mg/L
全りん	0.02mg/L

(2) 水質目標の位置付け

① 条例による方針の明確化

環境の保全と創造に関する条例に水質目標に関する規定を定め、豊かで美しい瀬戸内海の再生の実現を図る。

② 進行管理

県が測定した瀬戸内海の水質濃度が、環境基準値と水質目標値（下限値）との間で適切な濃度となるよう、毎年度目標管理を行う。

目標管理は、水質目標値（下限値）を瀬戸内法第4条第1項に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」の実施計画の指標に盛り込み、湾灘協議会等で点検することにより行う。

また、この水質目標値（下限値）は、今後の科学的・技術的な知見をふまえて、必要に応じ見直すこととする。

あわせて、目標達成のための施策は、物質循環・生態系管理に関するモニタリング結果や科学的知見をふまえた検証を短期、中期、長期にかけて行い、順応的に実施する。